

## 令和4年度「青森市営住宅等（青森地区）」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市営住宅等（青森地区）については、協同組合タッケンが指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年1月6日

施設名	青森市営住宅等（青森地区）
設置目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること等により市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
所在地	青森市花園二丁目11-11 ほか21箇所（地区）
指定管理者	【名称】協同組合 タッケン 【代表者】代表理事 川嶋 勝美 【住所】青森市桂木四丁目8番地2
指定期間	平成30年4月1日 から 令和5年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果	
		適正	要改善
管理について	職員等の配置は適切なものとなっているか。	実務経験があり、緊急時の対応も可能な職員が配置されている。	○
	職員の育成に向けた研修等が実施されているか。	全職員を対象とした接遇研修への参加が計画されている。	○
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組みがなされているか。	市・管理人・自治会らと緊急時における連絡体制が構築されており、消防法に基づく防災訓練も実施することとしている。	○
	個人情報の保護に関する取組みがなされているか。	書類の施錠管理やP.Cのネット接続の禁止等により個人情報の保護への対策がなされている。	○
	環境保全、負荷低減の取組みがなされているか。	定期巡回や団地訪問時に設備の異常や変化を注視するとともに、LED電球の導入等による環境配慮を行っている。	○
運営について	市民の平等な利用の確保に向けた取組みがなされているか。	状況に応じて福祉関連の部署との連携や、福祉安心電話の利用促進を行っている。	○
	利用者の要望の把握と反映方法について。	仕様書に基づいた対応を行なっており、状況に応じて市と協議を行ないながら迅速な対応に努めている。	○
	修繕業務への対応について。	仕様書に基づき、適切な対応を行なっている。	○
	収納業務への対応について。	仕様書に基づき、適切な対応を行なっている。	○
	不法行為等への対応について。	仕様書に基づき、適切な対応を行なっている。	○

**【総合評価】**

施設の管理運営業務については、協定書、仕様書に基づき適正に行なわれている。

**【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】**

【担当課】青森市 都市整備部 住宅まちづくり課

【電話】017-734-5572

【メール】jutaku-machizukuri@city.aomori.aomori.jp